

平成30年9月13日

保護者様

大阪市立港中学校長　名田　正廣

台風21号による被災・り災での就学援助申請について

平素は、本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。また、このたびは、台風21号により被災された皆様へ、心よりお見舞い申しあげます。

さて、就学援助の申請理由⑨「火災、風水害、震災、その他の災害にり災した者」に該当される方は、就学援助の申請をすることができます。新たに申請をされる方は、下記の書類を学校事務室までご提出ください。

1. 提出書類

- 平成30年度（2018年度）就学援助申請書兼世帯状況票
- 申請理由が確認できる「被災証明書（区役所発行）」あるいは「り災証明書（消防署発行）」

- ・「被災証明書」は、被災した住宅のある区役所窓口で申請することができます。
手続き等については、区役所窓口へお問い合わせください。

2. 認定日について

- ・認定となった場合、申請書提出日が認定日となります。申請書の提出は、お早めにお願いします。
- ・証明書発行に時間を要する場合は、「証明書の発行申請中（あるいは、申請予定）」であることを事務室に連絡のうえ、先に申請書をご提出いただき、後日、証明書を提出してください。
- ・今年度就学援助費の申請をされ、否認定となった方は、申請書は不要ですので証明書のみ提出してください。（証明書に記載されている被災された日が認定日となります。）

3. その他

- ・証明書に記載された内容により、教育委員会事務局が審査し、審査結果を通知します。
※住居にかかる被害の事実を確認のうえ、結果を決定いたします。（家具の損壊等に関する証明など、住居にかかる被害が認められない証明では認定とはなりません。）
- ・申請書用紙は、事務室にあります。必要な方は、お申し出ください。
- ・すでに就学援助の認定を受けられている方は、新たな申請手続きは対象外となります。